

# 横浜地域労働組合 規約

## 第一章 総則

### 第一条

この労働組合は横浜地域労働組合と言ひ、略称を「地域労組よこはま」と言う。  
(以下、組合と言ふ)

### 第二条

組合は、事務所を横浜市中区桜木町三の九番地三階 横浜地区労内に置く。

## 第二章 目的と活動

### 第三条

この組合は、主に横浜市内で働く組合員の自主的かつ強固な団結により、中小企業、小規模事業所、商店などで働く労働者の生活向上、権利の拡大、労働条件の改善及び福祉の増進につとめ、労働者の経済的、社会的地位の向上をはかることを目的とする。

### 第四条

この組合は、前条の目的を実現するために、次の活動を行う。

- 1 労働条件の改善と生活の安定、社会的地位の向上のための活動。
- 2 労働協約の締結と労働および社会保障に関する諸法規、制度の改善のための活動。
- 3 民主的制度の確立、国民的課題の実現をめざす活動。
- 4 労働者の相互の利益を守るための全国的、地域の連帯と協力共同の活動。
- 5 組合員の教養、文化、スポーツ、職業、技術の向上および宣伝活動。
- 6 組合員の団結を強化するための学習教育宣伝活動。
- 7 労働、産業などの中小企業の労働者の生活と権利を守るための調査活動。
- 8 組合員の福利厚生のための共済などの事業活動。
- 9 組織拡大の活動。
- 10 その他、目的を実現する活動。

## 第三章 組合員

### 第五条

組合員は、人権、国籍、宗教、思想、信条、年齢、性別、門地または身分を問わず、この組合の目的、規約に賛同する横浜市内で働き産業、業種、雇用の形態（アルバイト、パート、失業者）に関係なく一般の労働者で組織する。

但し、労働組合法第二条第一項に該当するものと組合が認めた者、および組合が決定した者は加入でない。

### 第六条

組合に加入しようとする労働者は、所定の組合加入届けと組合加入費を添えて執行委員長に提出しなければならない。

#### 第七条

組合員の資格は、執行委員長の承認を得て組合費を納入したときから始まる。

#### 第八条

組合員が組合を脱退するときは、その理由を執行委員長に提出し、執行委員長の承認を得なければならない。

但し、組合員の責務を有する者は、それを返済しなければ脱退できない。

#### 第九条

組合員が著しく団結を乱したり、背信行為が明らかな場合は、執行委員長は、その組合員に対して権利を停止、または除名することができる。但し、除名の場合は、大会の承認を受けなければならない。

### 第四章 権利と義務

#### 第十条

組合員はいかなる場合においても、第五条の諸規定や、雇用の如何により、資格の剥奪や、差別を受けない。政党支持のおよび政治活動の自由は保障される。全ての組合員は平等の権利と義務を持つ。

#### 第十一条

組合員は次の権利を持つ。

- 1 組合員で得られた利益を公平に受ける権利。
- 2 組合の全ての活動に参加し、発言または決議する権利。
- 3 役員選挙権または被選挙権。
- 4 組合の活動に関し、機関に対して質問や意見を出し、回答を求める権利、役員を罷免する権利。
- 5 規約九条に基づく処分に対し、弁明または上級機関に提訴する権利。
- 6 所定の手続きを経て、会計帳簿および議事録を閲覧する権利。
- 7 その他、組合活動に関すること。

#### 第十二条

組合員は次の義務を持つ。

- 1 組合の規約を守り機関決定に従い、組合の目的の実現のために努力すること。
- 2 組合費および臨時組合費を納めること。
- 3 会議に出席すること。
- 4 機関紙を購読すること。

#### 第十三条

規約第三十五条に定める組合費および臨時組合費を正当な理由なく三ヶ月以上滞納したときは、組合員としての権利を停止できる。六ヶ月以上経過した場合は本人の承認または

事情を調査のうえ、執行委員会の会議を経て除籍できる。

## 第五章 組織

### 第十四条

組合は、個人加盟を原則とした単一の労働組合とする。

### 第十五条

組合はつきの組織をおく。

- 1 本部
- 2 支部または分会

### 第十六条

本部に執行委員会をおく。組合運営を円滑に進めるために本部に書記局をおくことが出来る。

書記局は執行委員会の指導のもとに、日常業務を処理する。

### 第十七条

支部、分会は職場に作る事が出来る。

### 第十八条

支部、分会は本部の指導のもとに次の活動を行う。

- 1 本部の方針にもとづき、その具体化をはかり、それぞれの行政区、職場、事業所で自主的に活動を進める。
- 2 支部、分会にかかわる独自の要求および諸問題の解決のため、方針を決定し活動を進める。

### 第十九条

支部、分会の運営を民主的に行うために別に、支部、分会の「規約」をつくる。

### 第二十条

組合は、必要に応じて専門部を設置することが出来る。専門部の設置は執行委員会の承認を経ておこない、その活動は執行委員会の指導のもとにおこなう。

### 第二十一条

組合は、次の機関をおく。

- 1 大会（総会）
- 2 執行委員会

### 第二十二条

- 1 大会は、組合の最高の決議機関で代議員、役員で構成し、毎年、月に執行委員長が召集する。

但し、組合員の三分の一以上の要求があったときは臨時に召集する。

- 2 代議員は、大会開催月の三ヶ月前の組合費納入数を基礎にして、支部ごとに三人に一人の割合で選出する。端数が出た場合はさらに一名を加える。

3 代議員は支部ごとに直接無記名の投票で選出する

### 第二十三条

大会は、次の事項を審議し決議する。

- 1 活動報告
- 2 綱領および規約の変更
- 3 団体への加入および脱退
- 4 予算、決算
- 5 ストライキ
- 6 役員の選出
- 7 役員の罷免または組合員の処分
- 8 選挙管理委員会の選出
- 9 支部規約の決定、変更
- 10 その他の重要事項

### 第二十四条

大会の決議事項（前条）の二号および五号は、組合の直接無記名の投票により過半数の支持を得なければならない。

### 第二十五条

大会の成立は、構成員の過半数の出席で成立する。

### 第二十六条

大会決議は、出席構成員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長が決める。

### 第二十七条

執行委員会は、出席構成員の中から互選で選出する。

### 第二十八条

執行委員会は組合の執行機関で、執行委員長、副執行委員長、書記長、執行委員で構成する。

### 第二十九条

執行委員会は、随時執行委員長が召集し、大会で決議された事項を執行する。議長は執行委員長が務める。

## 第六章 役員

### 第三十条

組合は次の役員をおく。

- 1 執行委員長 一名
- 2 副執行委員長 若干名
- 3 書記長 一名
- 4 執行委員 若干名

- 5 特別執行委員 若干名
- 6 会計監査 二名

### 第三十条

役員の仕事は次の通りとする。

- 1 執行委員長は、組合を代表し全ての業務を統括する。
- 2 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長に事故があった場合はその職務を代行する。
- 3 書記長は、執行委員長を助け、日常業務を処理する。
- 4 執行委員は、執行委員会を構成し、業務の執行にあたるともに、専門部に責任を持つ。
- 5 会計監査は、会計を定期または随時に監査し、執行委員会および大会に報告する。

### 第三十二条

役員は、立候補により代議員の直接無記名の投票で選出する。

### 第三十三条

役員の選挙についての細目は、別に定める選挙規則でおこなう。

### 第三十四条

役員の任期は、定期大会から次期大会までの一年間とし、再選を妨げない。役員に業務の支障のおこる程度の欠員が生じたときは、補充することができる。補充された役員の任期は前任者の残り期間とする。

## 第七章 会計

### 第三十五条

- 1 組合は、組合費、組合加入費、臨時組合費、事業収入、募金によって運営される。
- 2 組合費は、組合員一人につき、毎月1,000円とし、翌月5日までに納入しなければならない。
- 3 大会または執行委員会が必要と認めた場合は、組合員に臨時組合費の徴収および募金をおこなうことができる。
- 4 組合への加入日は一人500円とする。
- 5 納入した組合費、その他は一切返却しない。
- 6 組合費、その他の収入の支部への配分は、執行委員会で決め大会で承認する。

### 第三十六条

組合の共済事業の募金に関する細目は、別の規則で定める。

### 第三十七条

組合の全ての収入および支出ならびに経理状況は、組合によって委託された職業的に資格のある会計監査人によって、正確であるとの証明書を付し、大会に報告し、その承認を受けなければならない。

### 第三十八条

会計監査は年一回以上、会計帳簿および収入と支出の状況を大会と執行委員会に報告し、承認を得なければならない。

## 第八章 付則

### 第三十九条

- 1 組合に顧問をおくことが出来る。
- 2 顧問の委嘱については、執行委員会で決定し、次期大会で承認を得る。
- 3 顧問の委嘱についての細目は別に定める。

### 第四十条

この規約について疑義が生じたとき、執行委員会で解明する。

### 第四十一条

この規約は、2002年12月21日から施行します。